○宝塚市章の使用に関する取扱い要綱

（目的）

第1条　この要綱は、宝塚市章（宝塚市徽章（昭和29年宝塚市告示第31号）。以下「市章」という。）の適正な管理を図るため、市章の使用に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（取扱いの原則）

第2条　市章は、本市を表象するものであるので、その取扱いに当たっては、いささかもその意義を失わしめることがあってはならず、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

（市章の使用承認）

第３条　市長は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、市章の使用を承認することができる。

1. 市を表象する必要があること。
2. 公序良俗に反しないこと。
3. 本市に不利益を及ぼさないこと又は本市の信用や品位を損なわないこと。
4. 選挙活動、宗教的な活動及び政治的な活動を目的としないこと。
5. 暴力団、暴力団員その他これらに準ずる者の利益にならないこと。
6. 人権侵害につながるものでないこと。
7. 法令等に違反する活動でないこと。
8. 営利目的でないこと。

2　市長は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、市章の使用を承認することができる。

第４条　市章の使用の承認を受けようとする者は、市章利用申請書を市長に提出しなければならない。

第5条　市長は、市章を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができる。

1. 第3条に規定する使用承認の基準を満たさなくなったとき。
2. 申請者が虚偽その他の不正な方法により使用承認を受けたとき。
3. 前2号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（庶務）

第6条　市章の使用に関する事務は、企画政策課で行う。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。